

【令和5年3月31日以前取得】

先端設備（生産性向上設備）に関する課税標準の特例措置について

先端設備等導入計画に基づき一定の設備を取得した場合、その設備に係る固定資産税が軽減されます。

対象者

- ・資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象設備

町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規で取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの

設備の種類 項目	家 屋	償 却 資 産				
	事業用家屋	構築物	機械装置	測定工具 および 検査工具	器具備品	建物 附属設備 ※ 1
取得時期	R2.4.30 ～ R5.3.31		H30.6.6 ～ R5.3.31			
取得価格 (※ 2)	120万円 以上	120万円 以上	160万円 以上	30万円 以上	30万円 以上	60万円 以上
販売開始	—	14年以内	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内
性能要件	—	旧モデルと比較して生産性が年平均1 %以上向上するもの				
その他 要件	・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと ・ 事業用家屋については、取得価格が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの					

※1 建物附属設備：家屋と一体となって効用を果たすものを除く（償却資産として課税されるものに限る）

※2 取得価格には、購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用）および事業の用に供するために直接要した費用を含む

特例の内容と期間

新たに課税対象となる年度から3年間の課税標準額をゼロとする